

平成二十五年五月十六日付け広島県報（定期）第三十八号に登載の広島県告示第四百三十二号（漁業の免許の内容たるべき事項などの定め）の別冊の一部を次のように訂正する。

農林水産局水産課長

ページ	行	誤	正
別冊その三の六〇	一	共第392号	共第393号
別冊その四の七〇	下から七	仁保2・4丁目, 丹那町, 南大河町, 北大河町, 金輪島, 山城町, 西旭町	仁保2～4丁目, 仁保新町2丁目, 日守那町, 丹那町, 丹那新町, 皆実町5丁目